

第1 行方不明者の状況

- 1 平成25年中に警察に行方不明者届が出された者（以下「行方不明者」という。）の数は83,948人で、前年に比べ2,837人（3.5%）増加。
 - (1) 年齢別では、「10歳代」が最も多く、次いで「70歳以上」、「20歳代」の順。
 - (2) 原因・動機別では「家庭関係」が最も多く、次いで「疾病関係」（認知症を含む。）、「事業・職業関係」の順。
- 2 平成25年中に所在が確認された行方不明者の数は82,182人で、前年に比べ、2,452人（3.1%）増加。
所在確認までの期間は、受理当日が30.3%、7日以内が69.3%。

第2 認知症に係る行方不明者の状況

1 受理・所在確認状況

- (1) 受理状況
前年に比べ、715人（7.4%）増加。

25年中の受理数		
男	女	総数
5,747	4,575	10,322

- (2) 所在確認状況
平成25年中届出を受理した者で同年中所在確認したものが97.7%。

25年中の所在確認数										25年中受理した者で未解決のもの数 (25年中受理総数-25年中受理の所在確認数)
			行方不明者届受理年次別内訳			区 分				
男	女	総数	25年中	24年中	23年以前	発見	帰宅等 確認	死亡 確認	その他	
5,659	4,521	10,180	10,088	53	39	6,045	3,464	388	283	234

- (3) 所在確認までの期間
受理当日が63.3%、7日以内が97.7%。

行方不明者届受理から所在確認までの期間（25年中に所在確認されたもの）								
受 理 当 日	2日～ 7日	8日～ 14日	15日～ 1か月	1か月～ 3か月	3か月～ 6か月	6か月～ 1年	1年～ 2年	2年～
6,443	3,506	71	45	48	14	10	11	32

2 今後の対応

- (1) 警察本部において、警察署の処理方針への積極的な指導・助言、他の都道府県警察からの照会に対する確実な点検・確認。
- (2) 認知症の特性を踏まえ、届出人からの聴取、各種照会等の実施。
- (3) 関係機関・団体と相互に連携した早期発見・保護に努めるとともに、関係機関等に対して記名や名札等の工夫の周知を働き掛け。

1 国際的なボットネットのテイクダウン作戦の概要

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に使用されているとみられる不正プログラム「Game Over Zeus」が世界的に蔓延していることから、今般、米国連邦捜査局（FBI）及び欧州刑事警察機構（ユーロポール）が中心となり、我が国警察を含む協力国の法執行機関が連携し、当該不正プログラムのネットワークを崩壊させる（ボットネットのテイクダウン）作戦を執行している。

本作戦は、関連サーバを押収し、当該ネットワークの管理者を起訴するとともに、より多くの感染端末を特定し、プロバイダ等を通じて感染端末の利用者に対して不正プログラムの駆除を促すことにより、感染端末を減少させることを目的としている。

2 不正プログラム「Game Over Zeus」の概要

Game Over Zeus（GOZ）に感染した端末を使用して金融機関の正規のウェブサイトへ通信を行うと、GOZが正規のログイン画面等を装った偽の画面を表示させて各種情報の入力を要求し、偽の画面と気付かずに入力した情報を窃取される。端末がGOZに感染すると、利用者の気付かない間に、サイバー犯罪を行う者が管理する世界規模のネットワークの一部となり、情報が窃取されるだけでなく、別の不正プログラムの配布等、他の犯罪の実行にも利用されてしまう。

米国の調査によれば、世界中で50万～100万台の端末がGOZに感染しており、その約20%が日本に所在していると推定されている（米国の約25%を除けば、日本に最も多く所在）。

3 警察の取組

GOZは、従来の同種不正プログラムと比べ、感染端末の特定が困難という特徴を持っており、各国が連携した本作戦によらなければ、端末の感染状態が継続し、利用者は、GOZの感染に気付かないまま、不正送金事犯の被害に遭うおそれがあることから、警察から各プロバイダ等に本作戦への協力を呼び掛けた。これに応じたプロバイダ等の協力を得て、FBI等が構築するシステムで感染端末が特定されつつあることから、プロバイダ等を通じて感染端末の利用者に対し、不正プログラムの駆除を促している。

4 参考

本作戦に関しては、米国政府機関及びユーロポールからも、その概要及び利用者への注意喚起が公表されている。

1 経緯等

平成24年9月施行の「死因究明等の推進に関する法律」において、政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「死因究明等推進計画」を定めるとされているところ、今般、同法に基づき内閣府に設置された死因究明等推進会議において「死因究明等推進計画」(案)が作成されたもの。

2 「死因究明等推進計画」(案)の主要な点

(1) 第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

推進計画の策定によって期待される効果は次のとおり。

- 死因究明等が重要な公益性を有するものと位置付けられる。
- 死因究明等の推進・実施に係る連携体制が構築される。
- 検案する医師の質の向上が図られる。

(2) 第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策

- ① 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- ② 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ⑥ 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- ⑦ 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

(3) 第3 推進体制等

3 今後の予定

6月上旬 第2回死因究明等推進会議
13日 閣議決定

4 参考

「死因究明等の推進に関する法律」の後継法として、議員立法(死因究明等推進基本法案)の準備が行われている。

同法案は、死因究明担当大臣を本部長とする死因究明等推進本部を設置し、死因究明等に関する施策の実施を更に推進しようとするもの。

公安委員会	栃木・茨城にまたがる女子児童殺人	平成26年6月5日
説明資料No. 4	死体遺棄事件の検挙について	捜査第一課

平成17年12月1日、栃木県今市市（現日光市）において、下校途中の小学1年生の女子児童が行方不明となり、翌2日、茨城県常陸大宮市内の山林において、同児が遺体で発見された事件につき、栃木県警察及び茨城県警察合同捜査本部は、本年6月3日、被疑者を殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 栃木県鹿沼市

() 32歳（犯行当時23歳）

2 被害者（当時）

住居 栃木県今市市

小学生 () 7歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成17年12月1日午後2時38分頃から同月2日午後2時頃までの間、栃木県内及びその周辺において、被害者の胸部を刃物様で多数回突き刺して殺害したものの。

4 捜査の経緯

(1) 平成17年12月1日、栃木県警察が被害者の行方不明事案を認知、翌2日、茨城県警察が同女の遺体を発見し、同日、栃木県今市警察署に両県警察合同捜査本部を設置。

(2) 合同捜査本部では、

- 不審車両の捜査
- 聞き込み、防犯カメラ画像解析
- 捜査特別報奨金による懸賞広告 等

の捜査を継続実施。

(3) 本年1月29日、商標法違反で逮捕した被疑者について、本件の被疑者と認め、6月3日、被疑者を殺人罪で逮捕。

1 アンケートを実施した理由

原付以上運転者（1当）の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、75歳以上が75歳未満の約2.5倍となっている。また、昨年国会において、高齢運転者が加害者となる事故の減少のため、「抜本的な対策を検討する」旨の附帯決議（※）がなされた。そこで、高齢運転者対策の検討のため、下記のアンケートを実施したもの。

表（平成25年、免許保有者10万人当たり）

	死亡事故件数	免許保有者数	免許保有者10万人当たり
75歳以上	458	4,247,834	10.78
75歳未満	3,396	77,612,178	4.38

約2.5倍

※ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案に対する附帯決議（第185回国会衆議院法務委員会）

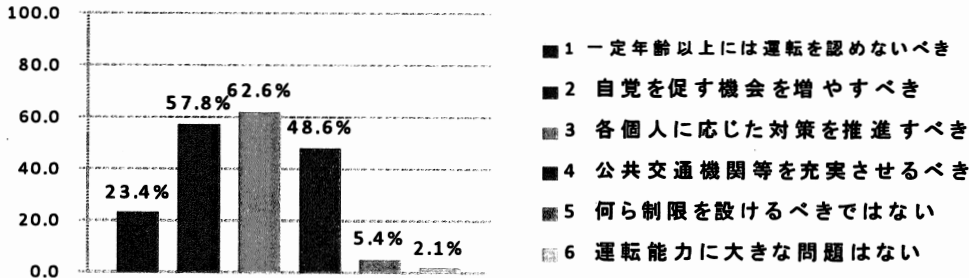
2 アンケートの実施結果

(1) 実施概要

3,000名（75歳以上369名）に対し、運転免許試験場等において実施。

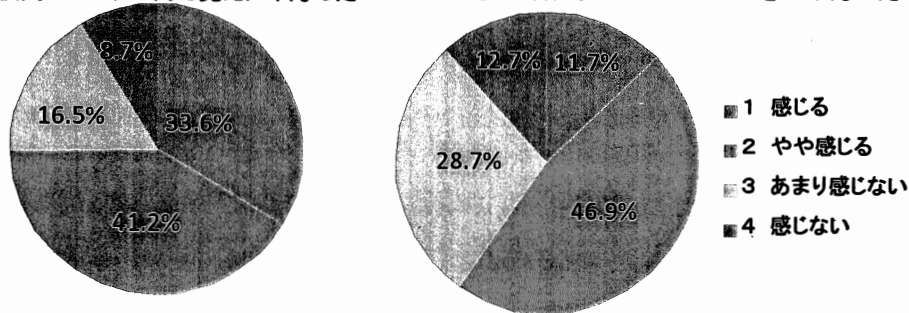
(2) 実施結果（主なものを抜粋）

ア 加齢による身体機能の低下による運転能力低下について（複数回答）



イ 自身の運転について、若い頃からの変化（75歳以上のみ回答）

○ 夜間やトンネル内で見えにくくなった ○ とっさの動作等がスムーズにできにくくなった



3 実施結果を踏まえた今後の方針

高齢運転者による交通事故への対策が必要であるとする声が多かったことも踏まえ、本年6月16日に高齢者講習の在り方に関する調査研究委員会（第1回）を開催するなど、高齢運転者対策の在り方について検討を実施する。

※ 高齢者講習の在り方に関する調査研究委員会委員（五十音順）

委員長 石田 敏郎（早稲田大学人間科学学術院 人間情報科学科 教授）

委員 上原 厚美（自動車安全運転センター安全運転中央研修所 指定教習所代表教官）

高橋 信行（國學院大学 法学部法律学科 准教授）

不二門 尚（大阪大学大学院 医学系研究科・感覚機能形成学 教授）

松浦 常夫（実践女子大学 人間社会学部現代社会学科 教授）

三國 康夫（警視庁交通部運転免許本部 運転者教育課長）

溝端 光雄（生涯発達・活老生活アドバイザー）